

引き船の港湾施設使用料について

平成 24 年第 1 回市会定例会で審議された、引き船(タグボート)の使用料についての検討状況は、次の通りです。

1 定係地の段階的な整備と使用料について

横浜港における引き船の定係地は、設置場所が十分に確保できないことや施設整備に初期投資を要すること、また、利用者から早期な専用施設整備の要望を受けていたことから、段階的に対応を図ってきました。

平成 5 年に 10 隻分の係留施設を整備、15 年に一部の岸壁を定係地として指定、24 年には、全ての引き船が係留できる岸壁を広域にわたって定め、全隻に使用許可し、使用料を徴収しています。

《参考》 定係地の設置状況（対象船舶：34隻）

- 平成 5 年 10 隻分（係留施設）
- 平成 15 年 14 隻分（係留施設 6 隻(10 隻から変更)、岸壁 8 隻）
- 平成 24 年 34 隻分（係留施設 6 隻、岸壁 28 隻）

2 港湾における引き船の位置づけについて

引き船は、港湾法上で、港湾施設として位置づけられており、その提供する業務である船舶の離着岸の補助は、他の者により十分提供されない場合、港湾管理者の業務とされており、相当の公共性が認められます。

また、引き船の係留については、本来、港湾管理者が一定の設備を備えた専用の定係地を整備し、使用料を徴収することが適当と考えており、これまでも瑞穂ふ頭や山下ふ頭を港湾計画で位置づけてきた経緯があります。

一方、港湾法では、港湾管理者がその提供する施設の利用に対し料金を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、これを公表するとあります。

岸壁の使用では、貨物船の係留や荷役を前提とした料率を定めており、公共性が高く、定係地が確保されていない引き船の係留を予定していないため、条例上の使用には含まれないものとして扱ってきました。

3 他港の状況について

引き船の係留に伴い、使用料を徴収している類型は、定係地への係留と定係地以外への係留があり、定係地以外への係留で使用料を徴収していない港が7港ありました。このうち2港については、定係地の使用料も徴収していませんでした。（平成24年3月現在）

※ 定係地・・・引き船だけの係留を許可した岸壁等

《参考》 横浜港を含む10港の状況

定係地・定係地以外の使用料を全く徴収していない港・・・・・・2港

定係地のみ使用料を徴収している港・・・・5港

定係地・定係地以外の使用料を全て徴収している港・・・・・・3港

※10港：東京湾内及びコンテナ取扱量上位港

（横浜、東京、神戸、大阪、名古屋、北九州、博多、横須賀、清水、千葉）

4 専門家との検討状況について

定係地を段階的に整備し、使用料を徴収してきた経緯や港湾における引き船の位置づけ、他港の状況等を専門家に説明し、本市の考え方の妥当性や過年度使用料の取り扱いについて検討を進めているところです。

現時点では、専門家としての見解を出すためには、港湾施設としての特殊性の検証や過去の判例の確認などに時間を要しています。